

美浜町 都市計画マスタープラン 概要

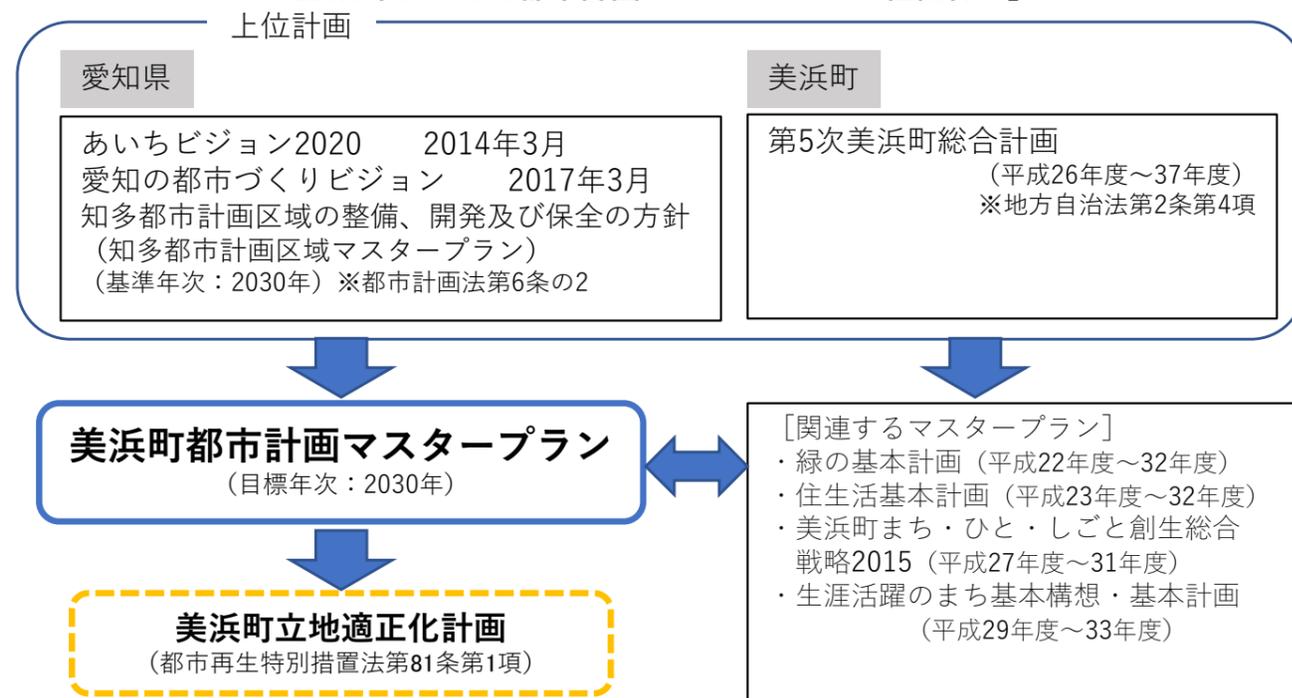
1. 改定のポイント

1-1. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針であり、用途地域や都市計画道路等の都市計画を決定する場合、当該マスタープランに即して定めることとなる。また、都市全体の将来ビジョンや、地区別のありべき市街地像を示すとともに、地域別の課題に応じた整備方針、都市生活や経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的かつきめ細かく定め、持続可能で活力ある地域づくりを推進するなどの役割を担っている。

美浜町都市計画マスタープランについては、基準年次を平成22年度とし、概ね20年後の都市を見据えながら、平成32年度（10年間）を一つの節目とした都市づくりの目標を掲げ、目指すべき都市構造や施設配置などを明確にし、その実現のための重点施策などを定めている。

【法体系における都市計画マスタープランの位置付け】



1-2. 現行の美浜町都市計画マスタープランの概要（平成22年2月策定）

導入編	全体構想編	地域別構想編
第1章 都市計画マスタープランの概要 基準年次 2010年 目標年次 2020年 第2章 都市の特性と課題 本プランの核となる都市づくりの基本的な考え方を定める	第3章 都市の将来像 都市空間に関する最も基本的な考え方（都市構造、土地利用構想）を定める 第4章 分野別都市づくりの方針 都市づくりの中心となる7の施策分野（土地利用、交通系整備、市街地整備）その他都市施設、災害に強い都市づくり、環境共生型都市づくり、協働によるまちづくりについて、当面の進むべき方向性を定める	第5章 地域別構想 全体構想編の内容を踏まえ、6地域（布土、河和、河和南部、野間、奥田、上野間）それぞれで地域づくりの方向性を定める 第6章 計画の推進 まちづくりの推進方策

1-3. 美浜町都市計画マスタープラン改定のポイント

今回の改定は、策定から10年目となる中間期を迎えるにあたり、策定以降の法制度の改正や社会情勢等の変化、上位計画である第5次美浜町総合計画の見直しの動向を踏まえ、既存のマスタープランの検証や新たな方針等の追加検討を行い、美浜町の都市づくりを更に力強く推進することを目指すものである。



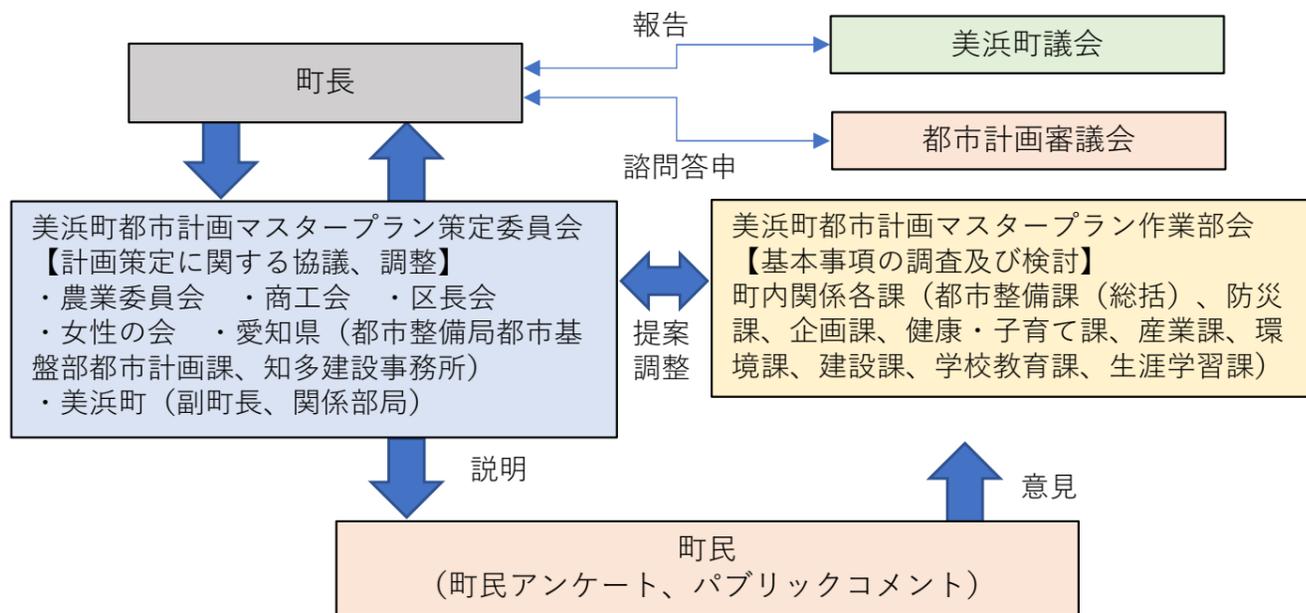
- 【法制度の改正】
 - ✓ 「南海トラフ地震防災対策特別措置法」の制定、「都市再生特別措置法」の改正、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正、「まち・ひと・しごと創生法」の制定等
- 【社会情勢の変化】
 - ✓ 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等の被害予測調査結果が公表
 - ✓ 「リニア中央新幹線整備」に伴い大交流都市圏域の形成が想定
- 【地域の変化】
 - ✓ 少子高齢化、人口減少、空き家の増加、防災意識の向上、環境への配慮、多様性社会への対応

【美浜町都市計画マスタープラン策定以降の国等の動き】

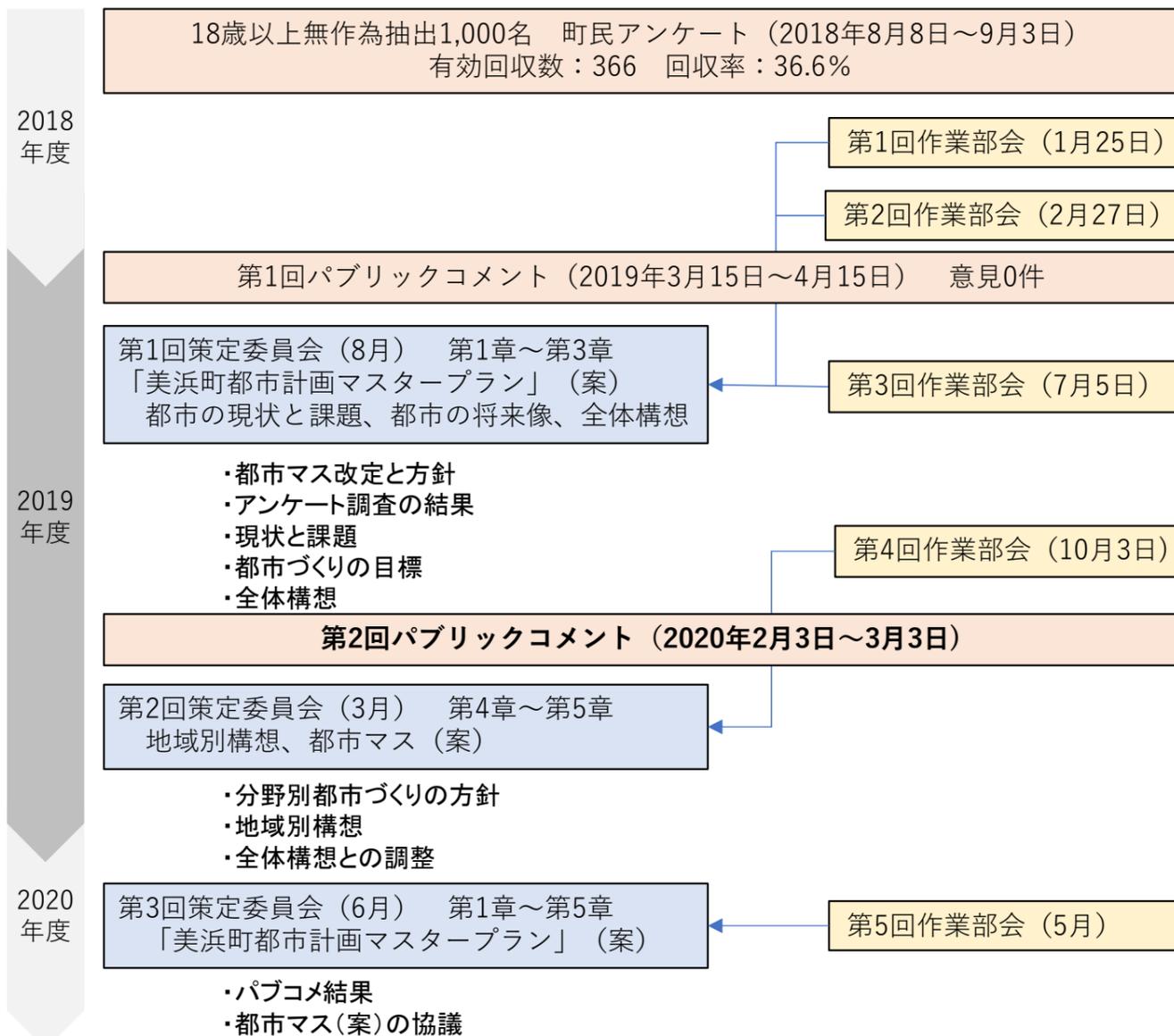
2010年2月 (平成22年)	美浜町都市計画マスタープランの策定（美浜町）	
2013年12月 (平成25年)	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の制定（内閣府） ・南海トラフ地震防災対策推進地域の指定	法改正
2014年5月 (平成26年)	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果の公表（愛知県）	社会情勢
2011年5月 (平成23年)	リニア中央新幹線整備計画策定（JR東海）	社会情勢
2014年8月 (平成26年)	都市再生特別措置法の改正（国土交通省） ・立地適正化計画の推進	法改正
2014年10月 (平成26年)	リニア中央新幹線工事実施計画の公表（JR東海）	社会情勢
2014年11月 (平成26年)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（国土交通省） ・地域公共交通網形成計画の推進・地域公共交通計画再編事業の推進	法改正
2014年11月 (平成26年)	まち・ひと・しごと創生法の制定（内閣府） ・総合戦略の策定・「地方人口ビジョン」、「地方版総合戦略」の策定支援	法改正
2020年 月 (平成32年)	美浜町都市計画マスタープランの改定（美浜町）	

2. 検討の進め方

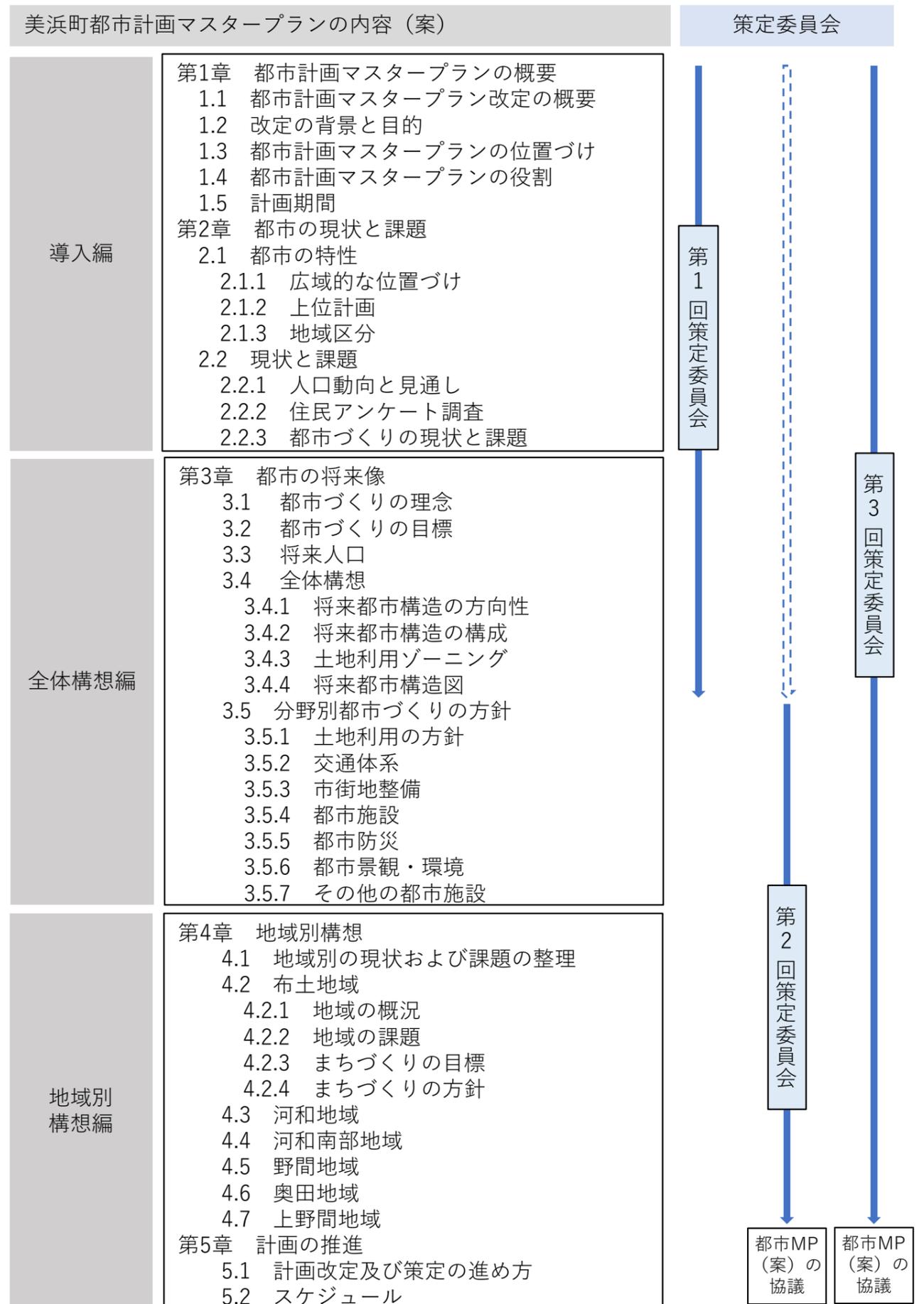
2-1. 都市計画マスタープラン改定の体制



2-2. 都市計画マスタープラン改定のスケジュール (予定)



2-3. 都市計画マスタープランの内容と策定委員会



3. 都市計画マスタープランの内容

3-1. 第1章 都市計画マスタープランの内容

第1章では、都市計画マスタープラン改定の背景や目的、計画期間、構成等について整理します。

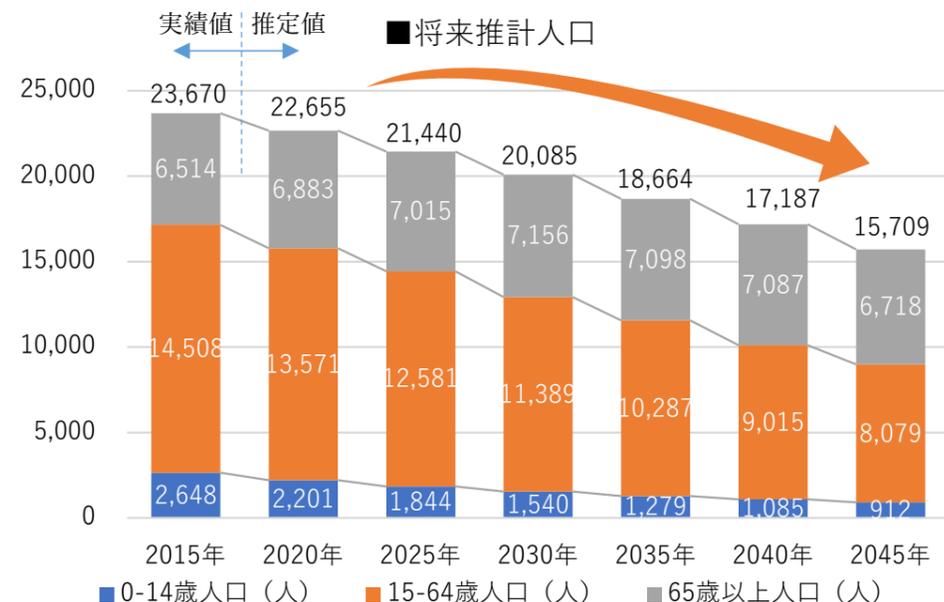
都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望することとします。また、土地利用や施設整備などの施策は10年の計画を定めます。そのため目標年次は、2021年を基準年次として、計画策定から10年後の2030年とします。

基準年次：2021年 目標年次：2030年

3-2. 第2章 都市の現状と課題

第2章では、本町の特性や現状・課題について整理します。マスタープラン改定にあたり、人口動向の見通し、住民アンケートの調査、分野別の現状と課題をとりまとめます。

美浜町の人口は、2005年の26,294人のピーク時から減少しています。今後も人口は減少していくと推計されており、15～64歳の生産人口が激減し、さらに少子高齢化が顕著になっていくと予想されています。



資料：『第5次美浜町総合計画』中間見直しによる将来推計人口

また、2018年8月～9月に実施したアンケート調査では、「居住地の生活環境」についての課題がわかりました。

- ① 大規模な自然災害への不安がある
- ② バスよりも鉄道に利便性がある
- ③ 生活道路に対する安全性に不満がある
- ④ 国道県道を利用した自動車の移動に不満は少ない
- ⑤ 徒歩圏における買い物の不便さがある
- ⑥ 教育・医療施設、文化施設が利用しにくい
- ⑦ 住環境は一部地域を除き、不満は少ない

分野別の現状と課題は、**土地利用、交通体系、市街地整備、都市施設、都市防災、産業・観光、都市環境・景観、その他**（協働まちづくりについて等）の**8つ**の分野で整理しました。また、これらの分野の現状や推移を把握するために、統計データの調査、分析を行いました。

3-3. 第3章 都市の将来像

第3章では、都市づくりの将来像として、都市づくりの理念および目標を設定し、目指すべき都市の全体構想を立案します。

【都市づくりの理念】

ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま

【都市づくりの目標】

【目標1】 自然を活かし安心安全なまちづくり

【目標2】 教育・スポーツを中心とした連携まちづくり

【目標3】 産業経済に活力のあるまちづくり

【目標4】 参画と協働によるまちづくり

土地利用ゾーニング(面)	<p>≪土地利用ゾーニングとは≫</p> <p>①ゾーンは、「自然地形や土地利用形態等の特性に基づく地域のまとまり」を“面”で概念的に示しています。</p> <p>②「第5次美浜町総合計画」の基本構想の一つである“土地利用の方向性”を基に、都市計画マスタープランで見直しを行います。</p> <p>【土地利用のゾーニングの一覧】 住宅・商業ゾーン（住宅地）、住宅・商業ゾーン（商業地）、地域活力ゾーン、農業ゾーン、緑地・レクリエーションゾーン、観光農業ゾーン、既存開発地ゾーン、教育スポーツゾーン</p>	
都市軸(線)	<p>≪都市軸とは≫</p> <p>①都市軸は、「人の移動や交流の流れの方向」を“線”で概念的に示しています。</p> <p>②都市軸の位置づけに基づき、道路等の整備方針を定めます。</p>	
都市拠点(点)	<p>≪都市拠点とは≫</p> <p>①都市拠点は、「特徴的な都市機能等が集積し、将来の都市づくりの核となる地区」を“点”で概念的に示しています。</p> <p>②都市拠点の位置づけに基づき、都市施設等の整備方針を定めます。</p> <p>【拠点の一覧】 中心拠点、地域生活拠点、地域活力拠点、交流拠点</p>	

【将来推計人口】

2010年 25,178人 → 2030年 20,000人

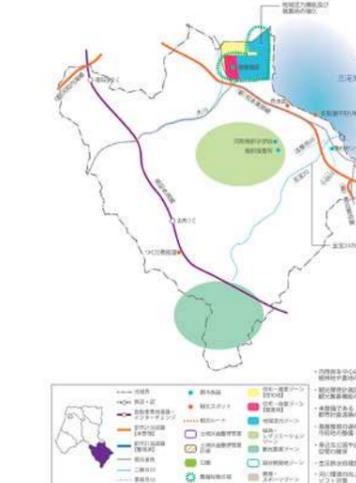
3. 都市計画マスタープランの内容

さらに、第3章では、第2章で整理された8つの分野の現状と課題を踏まえ、各分野での都市づくりの方針を定めています。

分野	主な課題	主な方針
(1) 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅地での住環境の維持向上 ② 商業地での商業機能や都市機能の向上 ③ 里山や農地、ため池などの自然環境の保全・活用 ④ 産業誘致の促進、用地確保・基盤整備 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 豊かな自然環境と良好な農地を後世に受け継ぐ ➢ 良好な居住環境の保全や生活利便機能の充実 ➢ 雇用の創出 ➢ 立地適正化計画の策定検討
(2) 交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ① 歩行者、自動車の利用に応じた計画的な道路整備 ② 高齢化社会に向けた公共交通の維持・確保 ③ 巡回ミニバスの拡充・連携 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各拠点の機能充実と拠点施設間のネットワークの構築 ➢ 都市計画道路の見直し検討 ➢ 災害時の避難路や物資の輸送のために必要な道路整備 ➢ 既存の公共交通の社会的な課題を踏まえ、維持、充実に向けて利用の促進に必要な整備の検討
(3) 市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 既成市街地における狭あい道路の整備改善 ② 区画整理予定地の暫定用途地域の見直し ③ 空き家対策、低未利用地の利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 幅員の狭い道の解消など安全な市街環境の構築 ➢ 市街地の再構築や鉄道駅周辺における優先的整備 ➢ 都市基盤の整備・充実とともに、魅力ある美しい都市景観の形成
(4) 都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園・緑地ネットワークの構築、維持管理、老朽化対策 ② 公共公益施設の維持管理、老朽化対策 ③ 民間活力の導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市基幹公園・住区基幹公園の整備・公園機能の充足 ➢ 公共公益施設の維持管理、老朽化対策、行政サービスの供給維持
(5) 都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模災害に備える都市防災のあり方、地区防災力の向上 ② 狭あい道路整備による避難経路確保 ③ 空き家対策および空き地の利用、防災拠点の整備 ④ 豪雨災害に備える河川整備 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市の防災機能の強化 ➢ 自然災害への対応 ➢ 防災体制の構築
(6) 産業-観光	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1次産業の活性化、担い手の確保 ② 自然環境を生かした新しい観光資源の創造 ③ 歴史文化的な町並みの保全・観光資源の創造戦略的な企業誘致の推進、雇用の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 基幹産業の振興 ➢ 後継者の育成、付加価値の創造 ➢ 都市との結びつきの強化
(7) 都市環境-景観	<ul style="list-style-type: none"> ① 海浜ゾーン、山林、里山、農地など自然豊かな環境景観の保全 ② 歴史文化的な町並みの保全及び環境美化による美しい地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然環境、歴史、文化を身近に感じられる景観づくりの促進
(8) その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 町民や企業のまちづくりへの参画及びまちづくりNPOなどの市民団体の活動体制の不確立 ② 民間事業者のまちづくりへの参画の場、機会の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民や企業のまちづくりへの参画及びまちづくりNPOなどの市民団体の活動支援 ➢ PPP/PFIの活用、民間活力の導入検討

3-4. 第4章 地域別構想

第4章 地域別構想では、地域の特性を踏まえた上で、取り組みこととする都市づくりに関する方針等を示しています。各地域の【まちづくりの目標】と【まちづくり方針図】は以下です。

布土地域	河和地域	河和南部地域
<p>豊かな自然を活かしつつ、快適に暮らし続けられる地域づくり</p> 	<p>町の中心拠点として、快適で魅力的なにぎわいのある地域づくり</p> 	<p>地域活力拠点としての展開を図りつつ、豊かな自然との共生を図る地域づくり</p> 
野間地域	奥田地域	上野間地域
<p>海洋レジャーや歴史文化を活かし環境レクリエーションによる展開を図る地域づくり</p> 	<p>運動公園を中心とした地域住民と学生、観光客による交流を通じて活気のある地域づくり</p> 	<p>自然と共生した質の高い居住環境の創出・継続と豊かな自然を活かした交流を図る地域づくり</p> 

3-5. 第5章 計画の推進

第5章では、美浜町都市計画マスタープランを推進するための方策について整理しています。

今後のまちづくりでは、多様な主体による積極的な地域づくりの推進が求められています。

住民のニーズや価値観、生活様式の多様化、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応する持続可能なまちづくりには、美浜町と町民、自治会、事業者(PPP/PFI手法など)、日本福祉大学などの教育機関、NPO法人などといったまちづくりの主体となる者同士が連携し、それぞれに求められる役割に応じて地域の課題の解決に取り組むことが求められています。